

最近の土壌環境行政について

環境省水・大気環境局
土壌環境課

平成26年7月3日

目次

- 土壤汚染対策法の概要
- 土壤汚染状況調査の件数
- 改正土壤汚染対策法施行以降に指定された区域数
(調査契機別・区域別)
- 土壤汚染対策の実施内容
- 汚染土壤処理業の許可件数(施設の種別)
- 認定調査の実施状況
- 自然由来特例区域等について
- 技術管理者試験の実施状況

土壌汚染対策法の概要

目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

※下線部が平成21年改正内容

調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)
- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

自主調査において土壌汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合】

区域の指定等

①要措置区域(第6条)

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)
→土地の形質の変更の原則禁止(第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時要届出区域(第11条)

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)
→土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壌の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壌の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理の委託義務に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壌の処理業の許可制度、処理基準、改善命令、廃止時の措置義務

その他

- ・指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新、技術管理者の設置等)
- ・改正土壌汚染対策法は、平成22年4月1日より施行

土壌汚染状況調査の件数

		H14 ^{※1}	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	累計
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数 ^{※2}	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	771	1,233	9,051
	調査結果報告件数 ^{※3}	0	87	163	185	265	243	240	299	204	245	243	2,174
	一時的免除件数	4	424	601	737	734	847	898	815	685	498	970	7,213
	小計	4	511	764	922	999	1,090	1,138	1,114	889	743	1,213	9,387
法第4条	形質変更届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	10,815	9,525	9,949	30,289
	調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	270	180	126	576
	調査結果報告件数	-	-	-	-	-	-	-	-	226	199	143	568
法第5条	調査命令発出件数	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5
	同上の調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	5
	都道府県知事自らが調査を行う旨の公告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条	申請件数（調査結果報告件数）	-	-	-	-	-	-	-	-	89	241	303	633
調査結果報告件数合計 ^{※4}		0	90	164	185	265	244	240	299	519	685	689	3,380

※1 平成14年度については法施行日（平成15年2月15日）から平成15年3月31日までの状況である。

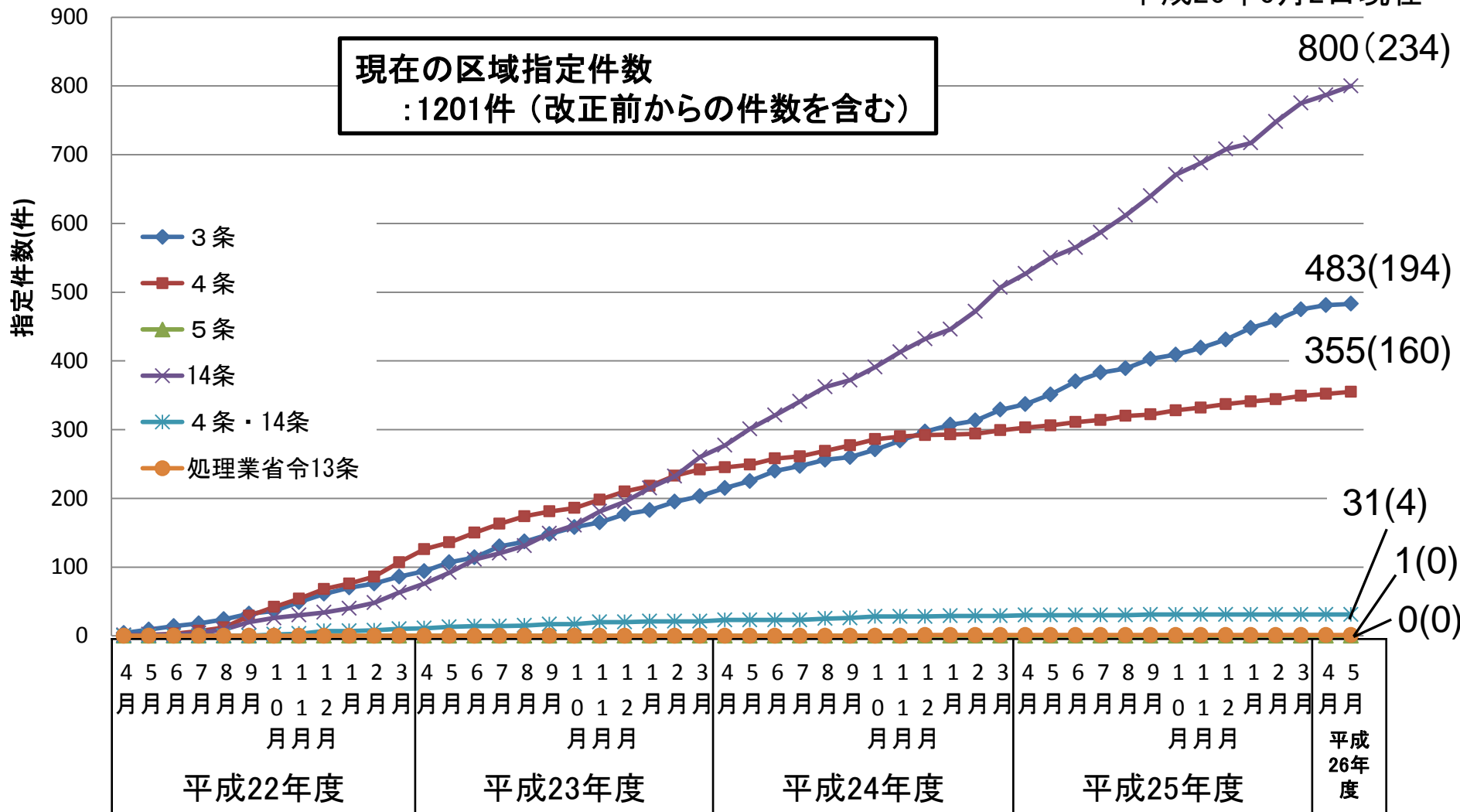
※2 有害物質使用特定施設の廃止と調査の年度が異なる事例、施設が廃止された工場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者が一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例等があるため、法第3条調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、施設廃止件数と一致しない。

※3 調査結果報告件数は、旧法施行規則附則第2条（経過措置）の適用件数を含む。

※4 調査結果報告件数合計は法第3条調査、法第4条調査、法第5条調査及び法第14条申請による調査結果報告件数の合計である。ただし、平成21年度までは旧法第3条及び旧法第4条による調査結果報告件数の合計である。

改正土壤汚染対策法施行以降に指定された区域数 (調査契機別)

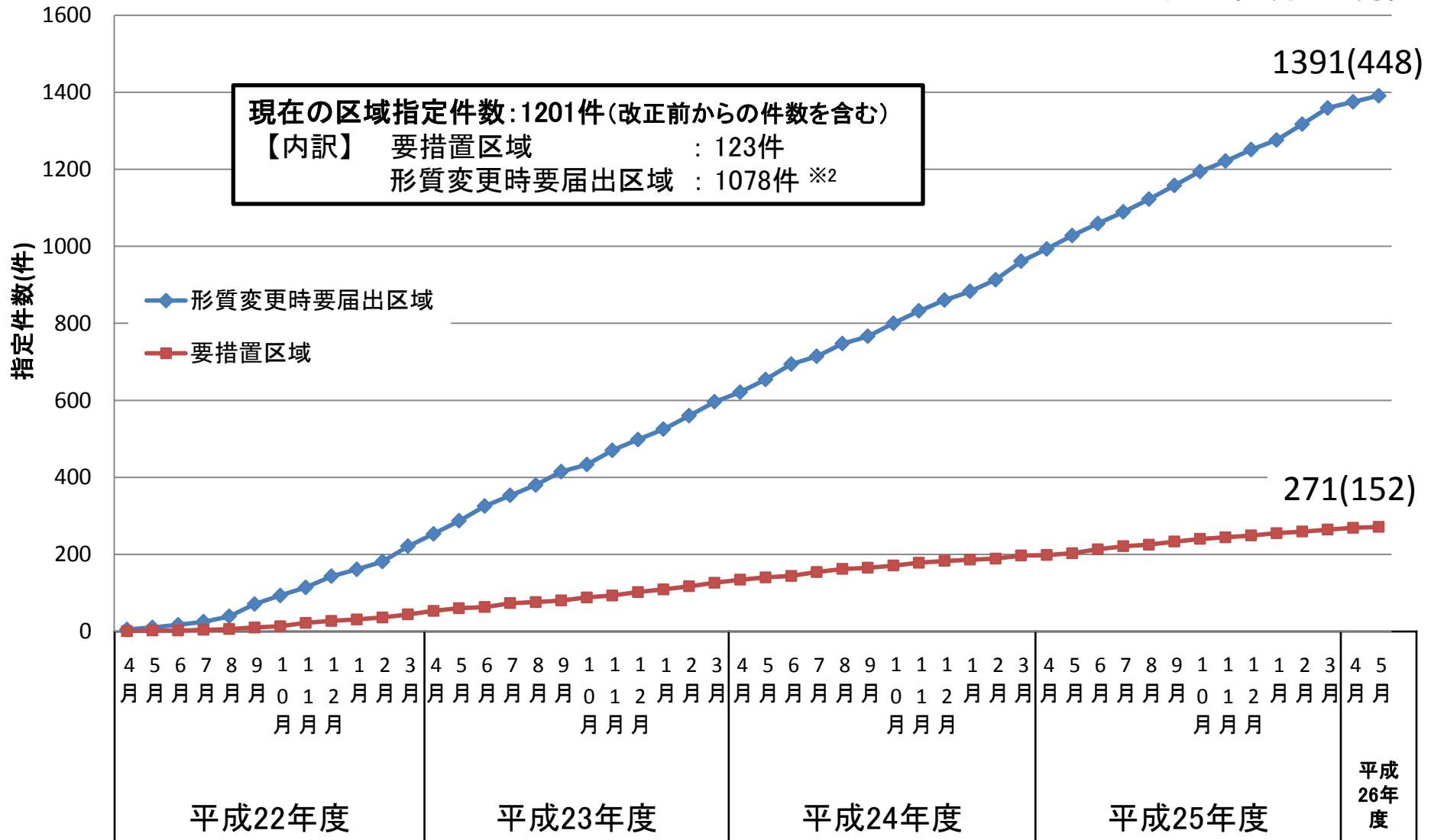
平成26年6月2日現在



※注 グラフは平成26年6月2日までに解除された数を含む(()内の数字は解除された件数)

改正土壤汚染対策法施行以降に指定された区域数(区域別)

平成26年6月2日現在



※1 グラフは平成26年6月2日までに解除された数を含む(()内の数字は解除された件数)

※2 改正前の旧土壤汚染対策法における指定区域を含む

土壌汚染対策の実施内容

実施対策		対策が実施された区域等		要措置区域 対策実施件数		形質変更時 要届出区域 対策実施件数		対策実施件数	
		H24	累計 ^(注1)	H24	累計 ^(注1)	H24	累計 ^(注2)		
直接摂取による リスク	舗装（コンクリート、アスファルト等）	3	8	18	38	21	71		
	立入禁止	2	8	7	25	9	45		
	土壌入換え	0	0	3	8	3	12		
	盛土	0	1	10	21	10	27		
地下水の摂取等による リスク	地下水の水質測定	27	52	40	90	67	161		
	封じ込め等	2	6	2	5	4	15		
	地下水汚染の拡大の防止	2	4	2	6	4	10		
	不溶化	2	6	1	7	3	13		
土壌汚染の除去	掘削除去	101	183	289	616	390	1,057		
	原位置浄化	16	26	12	32	28	93		
その他		1	2	41	47	42	51		
回答事例数		97	205	288	690	385	1,229		

注1) 新法施行日（平成22年4月1日）以降、平成24年度末までの累計件数である。

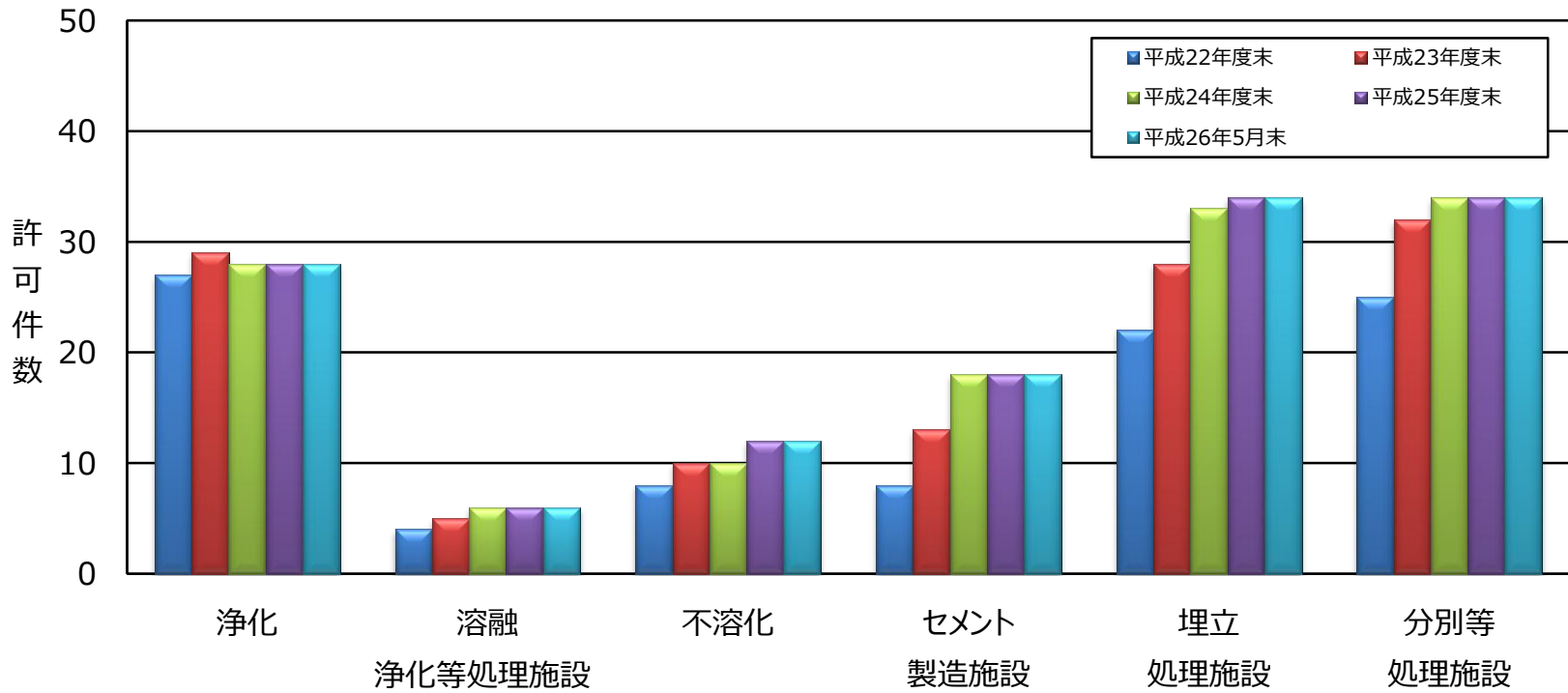
注2) 旧法施行日（平成15年2月15日）以降、平成24年度末までの累計件数である。

注3) 1つの区域において、複数の対策が行われることがあるため、回答事例数は要措置区域等指定件数とは一致しない。

注4) 対策実施件数の累計には、平成21年度以前の指定区域において実施された対策も含まれるため、要措置区域対策実施件数累計と形質変更時要届出区域対策実施件数累計の合計と一致しない。

注5) 封じ込め等とは、「原位置封じ込め」、「遮水工封じ込め」及び「遮断工封じ込め」のいずれかを示す。

汚染土壌処理業の許可件数(施設の種別別)



(単位：件)

	浄化等処理施設			セメント製造施設	埋立処理施設	分別等処理施設	事業所数
	浄化	溶融	不溶化				
平成22年度末	27	4	8	8	22	25	61
平成23年度末	29	5	10	13	28	32	77
平成24年度末	28	6	10	18	33	34	90
平成25年度末	28	6	12	18	34	34	91
平成26年5月末	28	6	12	18	34	34	91

注1) 都道府県及び政令で定める市から提供を受けた情報に基づいて作成。

注2) 1つの事業所が複数の処理施設を保有しているため、それぞれの施設の合計と合致しない。

認定調査の実施状況

要措置区域等内の土地の土壌を法の対象から外すための認定調査について

平成22年度:認定件数 5件、土量 1,704m³

平成23年度:認定件数 15件、土量 83,770m³

平成24年度:認定件数 25件、土量 341,772m³。

平成25年3月31日現在

平成22年度

自治体名	件数	土壌(m ³)
東京都	2件	299
新潟県	1件	70
宮崎県	1件	610
熊本市	1件	725
合計	5件	1,704

平成23年度

自治体名	件数	土壌(m ³)
八戸市	1件	100
仙台市	1件	8,050
さいたま市	1件	7,400
東京都	3件	10,478
横浜市	1件	8,265
平塚市	1件	200
三重県	1件	570
大阪市	4件	46,722
枚方市	2件	1,985
合計	15件	83,770

平成24年度

自治体名	件数	土壌(m ³)
埼玉県	1件	47,580
東京都	15件	278,910
長野県	1件	443
大阪府	1件	700
大阪市	6件	13,990
和歌山県	1件	150
合計	25件	※ 341,772

※ラウンドの関係で内訳と合計は一致しない。

自然由来特例区域等について①【概要】

区域の分類		定義	健康被害が生じるおそれの基準	帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法
要措置区域 (参考)		人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講じることが必要な区域	該当 (おそれあり)	土地の形質の変更の禁止 省令第43条第2,3号 +環告53号
形質変更 時要届出 区域	(一般管理区域)	人為的な特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域	非該当 (おそれなし)	省令第53条第2号適用 省令第50条第1項+ 環告53号
	自然由来 特例区域※	第二種特定有害物質(シアン化合物を除く。)による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地	非該当 (おそれなし)	省令第53条第2号 適用除外
	埋立地 特例区域※	昭和52年以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成された土地であり、かつ、専ら埋立て用材料により当該区域内の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地	非該当 (おそれなし)	省令第53条第2号 適用除外
	埋立地 管理区域※	①公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地 ②公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、①と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる区域	非該当 (おそれなし)	新規告示(環告54号)の方法で施工することにより省令第53条第2号の適用除外

※平成23年7月の土壤汚染対策法施行規則の改正に伴い新たに設定された区域。

自然由来特例区域等について②【指定された件数】

平成26年6月2日現在

区域の分類	定義	指定件数
自然由来特例区域	第二種特定有害物質(シアン化合物を除く。)による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地	60件
埋立地特例区域	昭和52年以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成された土地であり、かつ、専ら埋立て用材料により当該区域内の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地	6件
埋立地管理区域	①公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地 ②公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、①と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる区域	38件

自然由来特例区域の指定状況

平成26年6月2日現在

自治体名	指定年月日	指定面積(m ²)	特定有害物質の種類
1 川越市	H23.5.20	69,475.1	鉛
2 福岡県	H23.6.10	27,251.1	水銀
3 秋田市	H23.8.9	170.0	砒素
4 石川県	H23.8.30	9,659.0	鉛 砒素
5 横須賀市	H23.9.26	20,495.2	セレン 鉛 砒素 ふっ素
6 青森市	H23.9.30	1,032.5	砒素
7 大分県	H23.11.18	44,376.0	砒素
8 熊本市	H23.12.6	640.0	ふっ素
9 茨城県	H23.12.22	200.0	砒素
10 横須賀市	H24.1.25	20,730.2	セレン 砒素
11 兵庫県	H24.2.21	22.8	鉛
12 熊本市	H24.3.1	1,496.5	ふっ素
13 熊本市	H24.3.1	228.0	ふっ素
14 埼玉県	H24.3.13	3,990.3	砒素
15 秋田県	H24.5.2	8,434.0	鉛 砒素
16 さいたま市	H24.5.29	287.3	鉛
17 広島県	H24.5.31	1,500.0	砒素 ふっ素
18 埼玉県	H24.6.5	23,300.0	砒素 ふっ素
19 越谷市	H24.6.7	7,800.0	砒素 ふっ素
20 熊本県	H24.6.15	7,482.0	ふっ素

自治体名	指定年月日	指定面積(m ²)	特定有害物質の種類
21 熊本市	H24.6.15	900.0	ふっ素
22 埼玉県	H24.6.22	69,739.7	鉛 砒素
23 横須賀市	H24.7.10	3,832.4	セレン 砒素
24 名古屋市	H24.7.23	21,711.1	砒素
25 埼玉県	H24.8.31	34,438.8	ふっ素
26 大阪市	H24.9.28	7,945.7	砒素 ふっ素
27 大阪市	H24.9.28	8,896.2	鉛 砒素 ふっ素 ほう素
28 郡山市	H24.10.5	54,391.9	鉛 砒素
29 岐阜市	H24.10.12	36.7	鉛 砒素
30 千葉県	H24.11.6	3,810.0	砒素
31 福岡県	H24.11.13	200.0	砒素
32 熊本市	H24.11.20	55,376.0	ふっ素
33 郡山市	H25.2.5	12,257.1	鉛 砒素
34 郡山市	H25.2.5	4,445.1	鉛 砒素
35 大阪市	H25.2.22	6,347.7	鉛 砒素 ふっ素
36 青森市	H25.3.22	8,184.7	砒素
37 熊本市	H25.3.22	3,768.0	ふっ素
38 秋田市	H25.3.25	12,433.5	砒素
39 福岡県	H25.4.19	8,704.4	砒素
40 倉敷市	H25.5.31	37,600.6	ふっ素

自治体名	指定年月日	指定面積(m ²)	特定有害物質の種類
41 熊本市	H25.6.6	1,217.5	ふっ素
42 宮城県	H25.6.21	37,978.0	砒素
43 郡山市	H25.6.28	167,769.7	砒素 ふっ素 ほう素
44 千葉県	H25.7.23	18,311.0	砒素
45 青森市	H25.9.4	7,273.3	砒素
46 宮城県	H25.9.6	11,756.1	砒素
47 名古屋市	H25.10.8	8,073.8	砒素
48 福井県	H25.10.11	2,600.0	砒素
49 福島県	H25.10.11	5,618.8	砒素
50 島根県	H25.11.8	25,551.5	砒素
51 大分県	H25.11.29	8,860.0	水銀
52 愛知県	H25.12.6	11,151.0	ふっ素
53 大阪市	H25.12.13	4,650.5	鉛 砒素 ふっ素
54 仙台市	H25.12.17	25,710.1	鉛 砒素
55 郡山市	H25.12.18	28,263.3	砒素 ふっ素
56 市川市	H26.1.28	1,150.0	ふっ素
57 大阪市	H26.1.31	11,842.0	セレン 鉛 砒素 ふっ素 ほう素
58 埼玉県	H26.3.24	16,623.0	鉛 砒素 ふっ素
59 青森市	H26.5.13	6,308.1	砒素
60 大分県	H26.5.20	2,923.0	鉛

※第二種特定有害物質の種類については、土壤汚染対策法上の正式名称「～及びその化合物」を省略して記載

埋立地特例区域の指定状況

平成26年6月2日現在

自治体名		指定年月日	指定面積(m ²)	特定有害物質の種類
1	長崎市	H23.3.31	1,500.0	砒素 ふっ素
2	福岡市	H23.12.8	188.0	砒素
3	大阪市	H24.5.25	12,168.0	鉛 砒素 ふっ素
4	大阪市	H24.10.19	5,000.0	鉛 砒素 ふっ素
5	大阪府	H24.10.25	68,200.0	ベンゼン 鉛 砒素 ふっ素
6	長崎市	H25.9.26	20,000.0	鉛 砒素 ふっ素

※第二種特定有害物質の種類については、土壤汚染対策法上の正式名称「～及びその化合物」を省略して記載

埋立地管理区域の指定状況

平成26年6月2日現在

自治体名	指定年月日	指定面積 (㎡)	特定有害物質の種類
1 大阪府	H16.8.27	2,080.0	ベンゼン
2 北九州市	H22.10.18	48,815.0	鉛 砒素
3 市川市	H22.11.4	3,245.2	ふっ素
4 大阪府	H22.11.8	100.0	六価クロム
5 東京都	H23.6.21	25,200.0	シアン 砒素 ふっ素
6 香川県	H23.7.19	3,224.0	鉛
7 北九州市	H23.7.29	12,980.0	ジクロロメタン ベンゼン 六価クロム シアン 鉛 砒素 ふっ素 ほう素 PCB
8 広島県	H23.8.1	7,132.6	シアン 鉛 砒素 ふっ素 ベンゼン ほう素
9 船橋市	H23.9.13	8,430.0	鉛 砒素 ふっ素
10 船橋市	H23.9.13	211,649.0	砒素 ふっ素
11 川崎市	H23.10.12	16,416.0	テトラクロロエチレン 六価クロム 水銀 鉛 砒素 ふっ素
12 千葉市	H23.12.15	34,102.0	鉛 ふっ素
13 兵庫県	H23.12.16	444.3	鉛 ふっ素
14 千葉県	H24.2.10	1,701.9	ふっ素
15 大阪府	H24.2.28	7,400.0	シアン
16 堺市	H24.3.27	19,887.1	ふっ素 ほう素
17 堺市	H24.4.23	407.6	ふっ素
18 北九州市	H24.5.7	14,910.0	ベンゼン 六価クロム シアン 鉛 ふっ素 ほう素 PCB

自治体名	指定年月日	指定面積 (㎡)	特定有害物質の種類
19 東京都	H24.5.10	12,867.0	カドミウム 六価クロム シアン 水銀 セレン 鉛 砒素 ふっ素 ほう素
20 堺市	H24.6.29	25,300.1	鉛 ふっ素 ほう素
21 倉敷市	H24.8.30	182.5	鉛 砒素
22 川崎市	H24.9.5	26,180.8	鉛 ベンゼン テトラクロロエチレン
23 山口県	H24.9.28	21,100.0	四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン ジクロロメタン 水銀 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン ふっ素 ベンゼン
24 山口県	H24.10.9	2,400.0	砒素
25 堺市	H24.10.19 H25.3.8	1,600.0	砒素
26 堺市	H24.11.30	17,146.2	ふっ素
27 山口県	H25.7.19	50,894.0	六価クロム トリクロロエチレン 鉛 ふっ素 ほう素
28 山口県	H25.8.20	20,000.0	四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン ジクロロメタン 水銀 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン ふっ素 ベンゼン

自治体名	指定年月日	指定面積 (㎡)	特定有害物質の種類
29 熊本県	H25.9.20	20,000.0	ふっ素
30 福岡県	H25.9.24	33,220.0	ふっ素 ほう素
31 千葉県	H25.9.27	273,909.0	砒素 ふっ素
32 川崎市	H25.9.30	9,694.1	シアン 鉛 砒素 ふっ素
33 山口県	H25.11.15	90,360.0	四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン ジクロロメタン 水銀 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン ふっ素 ベンゼン
34 堺市	H25.12.19	788.0	砒素 ふっ素
35 堺市	H25.12.19	42,486.0	砒素 ふっ素 鉛
36 市川市	H26.2.12	6,300.0	砒素
37 山口県	H26.2.21	31,820.0	カドミウム 六価クロム シアン 水銀 セレン 鉛 砒素 ふっ素 ほう素
38 千葉市	H26.3.24	58,000.0	砒素 ふっ素

※第二種特定有害物質の種類については、土壤汚染対策法上の正式名称「～及びその化合物」を省略して記載

技術管理者試験の実施状況

実施年度	出願者数	受験者	合格者数	合格率
平成22年度	6,245	5,554	1,055	19.0%
平成23年度	4,174	3,532	381	10.8%
平成24年度	3,747	3,050	311	10.2%
平成25年度	2,543	2,039	324	15.9%

平成25年度技術管理者試験の合格基準

次の(1)及び(2)を満たすこと

(1)総合得点率 70%(56問/80問)以上

(平成22~24年度は65%)

(2)問題区分*別得点率

各問題区分(調査・対策・法令) 30%以上

※問題区分

調査 : 10時30分~12時30分 問1~問35

対策 : 13時30分~15時30分 問1~問25

法令等 : 13時30分~15時30分 問26~問45

・指定調査機関数について

平成26年6月現在: 651社